

「求職情報を利用した職業紹介事業」概要

- ① 求職登録者(在職者は除く)は、同意書を香川県福祉人材センターに提出します。
- ② 香川県福祉人材センターは、香川県社会福祉協議会ホームページ(以下「ホームページ」)の福祉人材センター「求職登録者情報」に希望職種や所有する資格を掲載します。
- ③ 求人事業所は、ホームページの「求職登録者情報」を閲覧し、香川県福祉人材センターに求人申込票を提出します。
- ④ 求人事業所は、香川県福祉人材センターへホームページに掲載されている求職登録者の内、希望する求職登録者(求人数に2名を加えた範囲内の人数)を連絡します。
- ⑤ 香川県福祉人材センターは、希望する求職登録者へ応募の打診として、求人事業所の求人申込票(写し)を送付します。
※希望する求職登録者に対し、既に他の求人事業所が応募の打診をしている場合は、その応募の希望結果を待って送付しますので、応募の希望結果によっては送付できないこともありますのでご了承ください。
- ⑥ 求職登録者は、送付された求人事業所への応募の希望を香川県福祉人材センターまで、郵便到着後5日以内にご連絡ください。
なお、期限内にご連絡いただけない場合は、応募の希望がないものとして取扱いさせていただきますのでご注意ください。
- ⑦ 香川県福祉人材センターは、求職登録者の応募の希望結果を求人事業所へご連絡します。
- ⑧ 応募を希望される場合は、求職登録者から求人事業所に直接連絡のうえ、双方で面接日を決定してください。
- ⑨ 求職登録者は、面接日が決定しましたら、香川県福祉人材センターにご連絡ください。
- ⑩ 香川県福祉人材センターから求人事業所へ紹介状を送付します。

